

ご注意：受講証/認定証の発行には、日本低温医学会の会員になることが必要となります。

凍結治療講習会を受講する日本低温学会会員医師に対して

1. 日本低温医学会凍結治療講習会を受講されたこと、
2. 凍結手術分科会医となられたこと、を証明する認定証を発行することができます。

ただし、2. につきましては3年間の限定とさせていただきます。

- ・認定証発行・管理をご希望の医師は、**学会事務局に所定の申請書の提出(HPよりダウンロードできます)**と事務経費5,000円のお支払いをお願いいたします。
- ・リモートでの参加者は、所定の申請書をメール(PDF添付)にて学会事務局までお送りください。E-mail: cryomedjapan@gmail.com
- ・現状にて会員でない方は、さらに年会費10,000円が必要となります。
- ・後日、日本低温医学会事務局より認定証書をお送りいたします。
- ・1. 2. について証書発行・管理を必要としない方は5,000円必要ありません。継続しての凍結手術分科会医認定証発行にあたりましては、継続した日本低温医学会年会費の支払いが必要となります。